計議第342号議案 説明資料

計議第342号議案 生産緑地地区の変更

> 令和5年11月 京都市

1 生産緑地地区制度の概要

制度の概要

市街化区域内において、農地等の持つ緑地機能や防災等の多様な機能に着目し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的に、一定規模の農地等を生産緑地地区に指定し、計画的に保全するもの

要件

本市では、条例により、300m²以上の農地等を生産 緑地地区に指定

2 生産緑地地区の変更

追加

・農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効用がある農地等

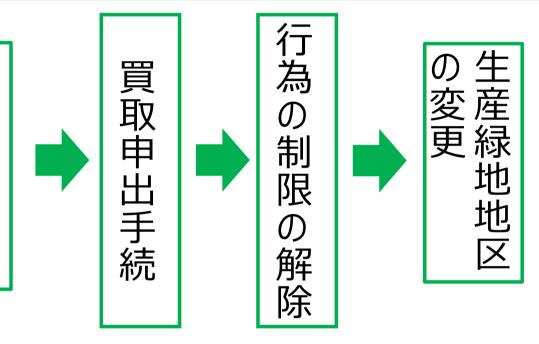


	地区数	面積		
追加となる地区	3地区	約	0.14ha	
面積が増となる地区(地区数は不変)	7地区	約	0.13ha	

2 生産緑地地区の変更

廃止

- ・主たる従事者の死亡や病気、 ケガ等により営農ができなくなっ た農地等
- ・指定から30年を経過した農地等



	地区数	面積		
廃止となる地区	△43地区	約 △5.30ha		
面積が減となる地区(地区数は不変)	106地区	約△14.29ha		

3 変更内容

		地区数			面積		
①既決定の生産緑地地区		195	1地区	約50	9.	2 5 h a	
②増減		△4 () 地区	約△1	9.	3 2 h a	
(内訳)	増		3地区	約	0.	2 7 h a	
	減	△43	3地区	約△1	9.	5 9 h a	
③今回変更後の生産緑地地区		191	1地区	約48	9.	9 3 h a	